

種類			景観計画区域 (景観計画重点 区域を除く)	景観計画重点区域													
				重点地区1 (中央玄関口地 区)	重点地区2 (世界遺産周辺 地区)	重点地区3 (世界遺産保全お よび特別風致地 区)	重点地区4 (白川集落地区)	重点地区5 (白川集落周辺 地区)	重点地区6 (萬福寺周辺地 区)	重点地区7 (興隆駅周辺地 区)	平等院表参道地 区	宇治橋東詰地区	あさぎり通り、さ わらびの道周辺 地区	大津南郷宇治線 地区	平等院周辺地区	宇治橋若森線地 区	宇治橋通り地区
広告塔	屋上広告塔	面積	1面当たり15㎡ 以下かつ総面積 30㎡以下	1面当たり5㎡以下かつ総面積10㎡以下													
		高さ・幅等	高さ＝設置建築物等の高さの1/3以下でかつ5m以下 幅＝ 広告塔の高さの1/3以下														
		その他の要件	永久構造物であること														
	一般広告塔	面積	-	1面当たり2.5㎡ 以下かつ総面積 5㎡以下	1面当たり1.5㎡ 以下かつ総面積 3㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡ 以下	1面当たり2.5㎡ 以下かつ総面積 5㎡以下	1面当たり1㎡以 下かつ総面積2 ㎡以下	1面当たり2.5㎡ 以下かつ総面積 5㎡以下	1面当たり1㎡以 下かつ総面積2 ㎡以下	1面当たり2.5㎡ 以下かつ総面積 5㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下		1面当たり5㎡以 下かつ総面積10 ㎡以下	1面当たり1.5㎡ 以下かつ総面積 3㎡以下	1面当たり1㎡以 下かつ総面積2 ㎡以下	
		高さ・幅等	高さ＝地上から1 5m以下(木造は 地上から10m以 下)	高さ＝地上から6m以下			高さ＝地上から3 m以下	高さ＝地上から6 m以下	高さ＝地上から3 m以下	高さ＝地上から6 m以下	高さ＝地上から3 m以下	高さ＝地上から8 m以下	高さ＝地上から3 m以下	高さ＝地上から6 m以下	高さ＝地上から8 m以下	高さ＝地上から6m以下	
		その他の要件	幅＝ 高さの1/3以下 道路上に突き出さないものであること 道路の交差点から20m以上はなれた箇所に設置														
軒下広告物	壁面に直接設置 するもの(直描を 含む)	面積	設置壁面積の 1/4以下	道路に面する壁面:設置壁面積の1/5以下 その他の壁面:設置壁面積の1/10以下													
		高さ・幅等	長さ＝設置壁面の同一方向の長さをこえないこと														
		その他の要件	道路上に突き出さないものであること 同一壁面に同一内容は1個														
	突き出して、広告 面が壁面と平行 なもの	面積	設置壁面積の1/4以下かつ総面積10㎡以下														
		高さ・幅等	長さ＝設置壁面の同一方向の長さをこえないこと														
		その他の要件	道路上に突き出さないものであること 同一壁面に同一内容は1個														
突き出して、広告 面が壁面と直角 なもの	面積	1面当たり5㎡以 下かつ総面積10 ㎡以下	1面当たり2.5㎡ 以下かつ総面積 5㎡以下	1面当たり1.5㎡ 以下かつ総面積 3㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下			1面当たり1.5㎡ 以下かつ総面積 3㎡以下	1面当たり1㎡以 下かつ総面積2 ㎡以下	1面当たり1.5㎡ 以下かつ総面積 3㎡以下	1面当たり1㎡以下かつ総面積2㎡以下		1面当たり2.5㎡ 以下かつ総面積 5㎡以下	1面当たり1.5㎡ 以下かつ総面積 3㎡以下	1面当たり1㎡以 下かつ総面積2 ㎡以下		
	高さ・幅等	設置壁面から垂直方向に1m以上突き出していないこと															
	その他の要件	道路上に突き出さないものであること 同一壁面に同一内容は1個															
屋上広告物	洋風屋根に設置 するもの	面積	1面当たり15㎡ 以下かつ総面積 30㎡以下	1面当たり5㎡以下かつ総面積10㎡以下													
		高さ・幅等	縦＝3m以下 横＝屋根幅の2/3以下かつ10m以下														
		その他の要件	永久構造物であること 屋根面に直描しないもの														
	和風屋根に設置 するもの	面積	1面当たり15㎡ 以下かつ総面積 30㎡以下	1面当たり5㎡以下かつ総面積10㎡以下													
		高さ・幅等	広告物の上端が 大棟の高さをこえ ないこと	縦＝2m以下 横＝屋根幅の2/3以下かつ10m以下													
		その他の要件	永久構造物であること 屋根面に直描しないもの														

【宇治市】

立看板	面積	-												
	高さ・幅等	縦＝2 m以下 横＝1 m以下 高さが3 0 c mの脚を有すること												
	その他の要件	掲出期間3 0 日以内 道路上に設置しないこと												
建植広告物	面積	3 0 m以下	2 . 5 m以下	1 . 5 m以下	1 m以下	2 . 5 m以下	2. 5m以下かつ 総面積5m以下	1 m以下	5 m以下	1 m以下		5 m以下	1 . 5 m以下	1 m以下
	高さ・幅等	上端が地上から6m以下				上端が地上から3m以下	上端が地上から6m以下	上端が地上から3m以下	上端が地上から4m以下	上端が地上から3m以下	上端が地上から6m以下	上端が地上から3m以下	上端が地上から6m以下	上端が地上から6m以下
	その他の要件	著しい変形でないこと 上下二段以上の複合でないこと												
へい垣広告物	面積	へい垣面の面積 の1/2以下	へい垣面の面積の1/2以下かつ10㎡以下				へい垣面の面積 の1/2以下かつ 2.5㎡以下	へい垣面の面積 の1/2以下かつ5 ㎡以下	へい垣面の面積の1/2以下かつ10㎡以下					
	高さ・幅等	上端の高さはへい垣の高さをこえないこと												
	その他の要件													
アーチ広告物	面積	-												
	高さ・幅等	縦＝2m以下												
	その他の要件	設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域												
気球広告物	面積	-												
	高さ・幅等	球型で直径3m以下 綱の長さは、45m以下												
	その他の要件	ネット面に広告物を設置すること 補助綱を用いること												
横断幕	面積	-												
	高さ・幅等	縦＝1m以下												
	その他の要件	設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域												
幕広告	面積	-												
	高さ・幅等	幅＝ 1 . 5m以下 長さ＝11m以下												
	その他の要件	幕は布地を用いること												
はり紙	面積	1 ㎡以下												
	高さ・幅等	一辺 1 m以下												
	その他の要件	掲出期間3 0 日以内 著しい変形でないこと												
意 匠	周辺景観と調和した意匠とする。													
	建築物を利用するものにあつては、建築物と一体的な意匠及び形態となるようにする。													
	建築物等の屋上に設置する広告物は、高さが当該広告物を設置する建築物又は工作物の各部の高さを超えないこと。													
	建築物等の屋上に設置する広告物にあつては、支柱は見えないようにする。	-	特別風致地区内にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。	原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。	-	原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。	特別風致地区内にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。	表示位置の高さを10m以下とする。	特別風致地区内にあつては、原則として、自家用広告物等以外の広告物等は、表示し、又は設置しないこと。	-				
色 彩	派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。	世界遺産、歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。		里山景観及びそれらの周辺と調和した色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。	歴史的遺産、周辺の自然景観及びそれらの周辺と調和のとれた色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。	背後の自然景観及びそれらの周辺と調和のとれた色彩とし、派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。	派手な色彩やコントラストの強い色彩を避ける。							
	彩度10 より高い色彩は禁止とする。(軽微なものは除く) 彩度6.5 以下 を基調とする。													
	-	LEDによる動画広告は禁止とする												
照 明	-				サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 点滅したり、動く照明は禁止とする。		-	サーチライト、レーザー等の広範囲に光が漏れる照明は認めない。 点滅したり、動く照明は禁止とする。						
種類		風致地区												
全ての広告物等		(1)映像装置、電光掲示板その他これらに類する広告物等は、設置しないこと。 (2)宇治市風致地区条例別表第1項第3号ウに定める高さを超えないこと。												
軒下広告物	壁面に直接設置するもの	壁面に直描しないこと。												
へい垣広告物		へい垣面に直描しないこと。												